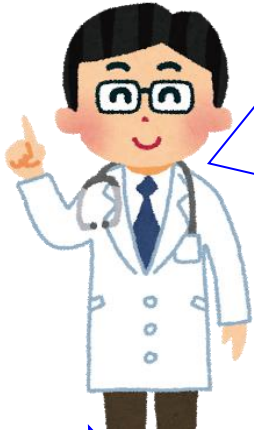


テーマ: 医師の時間外勤務の管理

労働安全衛生法の改正によって、病院は医師についても「客観的な方法で勤務時間を管理することが義務づけられている」のですが、医師の中には「自分は労働基準法上の労働者ではないのではないか」と思っている人もまだいるんです。



医師の仕事は、診療、教育、自己研鑽など多岐に渡っているため、業務内容が労働であるかどうか把握する必要があります。その点、タイムカードの打刻で出勤はわかりますが、院内のどこでどの業務をどれだけしたか、内容については確認が必要です。現在では、スマホ等の機器を活用し、どこにどれくらい滞在したかが記録化されて確認できるシステムなども開発されています。



そういった方法を活用することで、医師の勤務時間の内容を把握することもできるのですね。

確かに、医師の仕事の場所は固定されていません。外来、病棟、手術室、医局、研究室など様々です。そのため、長時間労働になる可能性があります。しかし、労働基準法上、36協定で定めた以上の時間外勤務はできません。したがって、どうしても、労働の範囲を明確に、文書化することが必要となりますのです。



以上の理由で、医師の過剰な拘束を是正し、適正な労働条件と健全な職場環境の下で、万全の医療を提供できるようにするための体制づくりが必要です。この目的を職員全員に共有してもらい、組織全体で改善を進めていきましょう。

◆◆ 注意 ◆◆

また、医師の業務の特性から「管理監督者ではないか？」という考えもあるようです。労働基準法で定義されている管理監督者に該当すれば、時間外勤務の制約を受けないこととなります。しかし、その要件は「経営者と一体的な立場で仕事をしている」「自己の出退勤などの労働時間に裁量権を有している」などですので、医師であれば管理監督者に該当するというわけではないのです。

無料

お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします(秘密厳守)。



東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345 (平日9時30分から17時30分まで)

詳細はこちらから検索! ⇒

勤務環境かいぜんサポートナビ